第4回 調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会議事要旨

■日時

平成25年6月11日(火)午後6時30分~午後9時00分

■場所

総合福祉センター2階201会議室

■出席者 19人

伊藤俊克委員,赤澤晃委員,海老澤元宏委員,笹本和広委員,田中健次委員, 塚越博道委員,小森美奈子委員,濵田賀津子委員,小寺浩二委員,松田秀男委員, 田代和正委員,小杉茂委員,大木正勝委員,山本雅章委員,宇津木光次郎委員, 村木尚生委員,高橋和男委員,秋國光宏委員,小坂力委員

■顧問

副市長 小林 一三 教育長 海東 元治

■傍聴者

60人(報道関係者を除く)

■事務局

教育部

塩足次長

教育部学務課

元木課長補佐, 内田係長, 加藤主查, 宮﨑主任, 安倍主事

■内容

議事

(1) 事故防止検討部会報告

ア 協議事項

- ・「食物アレルギー個別取組プラン(事前調査票兼面談調書)」様式案1(資料 2-3)について
- 面談時の対応決定
- ・学校給食提供環境の整備
- ・献立の基本的な立て方

- ・完全除去とすることについて
- ・食缶への名前表示
- ・給食室での配膳について
- トレイや食器の色を異なるものとすることについて
- ・教室で最初に盛り付けることについて
- •「いただきます」の前に行う担任の確認
- おかわりの禁止ルールについて

イ 報告などに対する委員の主な意見

- ・長期的な計画で学校給食の提供の仕方や施設の問題を考えていくべき
- ・献立や調理手順を統一すべき。
- ・学校給食メニューの記載方法等を工夫すべき。(アレルゲンがわかるように)
- ・事故防止にあたり、保護者と本人は主体性をもって十分な取組みを行い、学校がその手助けをするという側面にも触れるべき。
- ・医療的な知識を有する医師、栄養士等から研修を受けるのが大切。
- ・食物アレルギーを持っている子供達は充分過ぎるぐらいの知識は持っている。 学校関係者の方の知識をさらに高めること。
- ・食物アレルギー事故の過去事例をもっと分析すべき。
- ・各学校が、国のガイドラインを具体的に履行しているかなどを検証すべき。
- ・学校がおかれている現状(現場)を把握すべき
- ・報告書に、実行と責任はどの組織か具体的に書くべき。
- ・食物アレルギー対応委員会を全校に設置すべき。

ウ 結論,宿題

- ・「食物アレルギー個別取組プラン(事前調査票兼面談調書)」様式案1(資料 2-3)については、「保護者の事前調査票」、「面談調書」、「取組みプラン」 の3つの帳票を兼ねる様式案。
- ・面談時の対応決定については、全校に設置する食物アレルギー対応委員会で 報告する。
- ・学校給食提供環境の整備については、当面は現状の中でどのような具体的な 対応ができるか検討する。今後の方向性として環境整備を進めていく。
- ・献立の基本的な立て方については、「ピーナッツ」「そば」及び新規発症を起

こしやすい「キウイフルーツ」については、学校給食の使用を禁止する。

- ・完全除去については, 完全除去を行う。
- ・食缶への名前表示については、食缶に「○○さん食べられません」のような ことを表示する。
- ・給食室での配膳については、アナフィラキシーの既往がある児童等については、可能な範囲で給食室で配膳する。
- ・トレイや食器の色を異なるものとすることについては、食物アレルギー対応 をしている場合は、異なる色のトレイを使用するものとする。また、除去食対応 している場合は、異なる色の食器に盛り付けるものとする。
- ・教室で最初に盛り付けることについては、食物アレルギー対応の児童については、除去食以外の料理について、教室で最初に盛付をしてもらう。
- ・「いただきます」の前に行う担任の確認については、挨拶の前に必ず担任が確認をする。
- ・ おかわりの禁止ルールについては、食物アレルギーの対応をしている児童で 除去食が提供される日は、その日のすべての料理でおかわりを禁止する。

(2) 国・東京都の動向について

ア 国の動向

7月 中間まとめ案議論

イ 都の動向

検討会を設置して,文部科学省のガイドラインを補完する緊急時の対応と平素の役割分担の例示について検討中。